

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 48 | 相模原市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和4年5月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>制度概要 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び法に定める臨時接種について、期日を定め予防接種を行うとともに、接種記録の管理・報告、費用徴収等の事務、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(「平成24年法律第31号」以下、「特措法」という。)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うもの。</p> <p>本業務では、「予防接種法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、番号法別表第一(第9条関係)の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、別表第一の93の2項に基づき特措法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いる。</p> <p>具体的には、以上の事務のうち番号法の規定に従い、予防接種に関する記録に関する情報(実施年月日、予防接種の種類)の情報連携に際し、システムにおいて特定個人情報を取り扱う。 なお、自己負担の実費徴収、健康被害救済給付に係る事務は紙の書類及び目視で行い、データファイルでの保存はしない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下、「新型コロナウイルス予防接種」という)については、別に、国が構築したワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行うとともに、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供や接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法9条第1項 別表第1の10項、93の2項、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)、第19条第6号(委託先への提供) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項、115の2項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、17、18、19、及び115の2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 市長公室 DX推進課 |
| ②所属長の役職名 | 疾病対策課長 新型コロナウイルスワクチン接種推進課長 DX推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | <p>相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8346</p> <p>新型コロナウイルスワクチンに関すること 相模原市 健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-7200</p> |
|-----|--|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [30万人以上] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

